

令和3年6月4日

保護者 各位

西原町立西原東中学校
校長 親泊 正幸
(公印省略)

緊急事態宣言に係る臨時休業措置（休校）について

日頃から学校における感染症対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県内における感染状況が、全国でも過去に経験のない拡大局面を迎えているとの状況から、見出しのことについて町教育委員会から臨時休業措置（休校）の通知があります。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことを目的に、本校においても下記のとおり臨時休業（休校）といたします。

保護者の皆様におかれましては、趣旨をお汲み取りくださり、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

(1) 令和3年6月8日（火）～6月20日（日）13日間

2 臨時休業（休校）期間中の留意事項

- (1) 不要不急の外出は避け、外出後は必ず手洗い、うがいをさせてください。
- (2) 規則正しい生活をさせてください。（起床・就寝・学習・適度な運動等）
- (3) 朝晩のお子様の体温測定や、発熱や風邪症状の有無など、健康観察をお願いいたします。
- (4) 休業期間中に感染者、濃厚接触者となった場合は、学校（教頭あて）までご連絡ください。
- (5) タブレットを持ち帰っていますので、タブレットを活用して家庭での学習をさせて下さい。
- (6) 手持ちの問題集、紙媒体でのプリント等を家庭学習として取り組ませてください。
- (7) 部活動、スポーツ少年団も活動休止とします。

3 臨時休業明けの登校日について

(1) 令和3年6月21日(月)で、通常登校です。給食もあります。

学習用具とタブレットを持たせ下さい。

(時間割は6月7日(月)に各担任から連絡いたします。)

(2) 休業期間は県の感染状況により変わる可能性があります。その都度、学校ホームページ、メーリングサービス等でお知らせいたします。ご確認ください。

4 タブレットの取り扱いについて

- (1) タブレットの取り扱い注意や学習教材等について、お子様に配布済みの資料をご確認下さい。
- (2) Wi-Fi 環境の準備が困難な場合は、モバイルルーターの貸し出しを行っています。借用申請書を学校へ提出し、教育委員会から借りる（通信料は保護者負担）ことができます。

5 中間考査の実施について

(1) 中間考査を延期し6月29日(火)（国・数・社）/6月30日(水)（英・理）で実施します。

6 PCR 検査同意書提出について

(1) 保健所業務の逼迫により濃厚接触者の特定及び検査案内を学校で行います。

原則全員の提出をお願いします。〆切6月7日(月) 担任まで